

## 介護福祉士資格等取得支援制度運用規程

### (目的)

第1条 この規程は、介護職員等の能力向上及び自己啓発の促進を目的とする資格取得等に関する支援制度の運用に関する内容を定めたものである。

### (対象資格)

第2条 本規程の対象となる資格は、法人が業務に関連するとして指定した以下の資格とする。

- ① 介護福祉士
- ② その他、理事長が必要と認めた資格

### (支援対象研修)

第3条 第2条の対象資格を取得するために必要な以下の研修を支援対象研修とする。

- ① 介護職員初任者研修
- ② 介護職員実務者研修
- ③ その他、理事長が必要と認めた研修

### (支援内容)

第4条 本規程第2条の資格取得を目指す者及び、第3条の支援対象研修を受講する者に対する支援内容は以下のとおりとする。

- ① 必要な研修の受講費補助
- ② スクーリング日における特別有給休暇の付与
- ③ 法人内勉強会に係る場所等の提供

### (必要な研修の受講費補助)

第5条 理事長は第3条の支援対象研修の受講費の補助金を支給することができる。

2 前項の受講費補助は下表に基づき行われる。

支援対象研修	最大補助金額（上限）	備考
(1) 介護職員初任者研修	最大 金5万円	実際の受講費が左記を下回る場合はその額
(2) 介護職員実務者研修	最大 金10万円	

3 前項の補助金は、自治体等、他の機関におけるあらゆる資格取得に関する各種支援制度等を活用することを優先することとし、それでもなお、実際の自己負担分が発生する場合において補助対象とする。

4 2項の補助金は介護職員処遇改善加算を原資として支給する。

5 本条の受講費補助は補助を受けた者の所得となり課税対象となる。

### (受講費補助の申請)

第6条 前条の受講費補助を希望する者は、以下の書類を理事長宛に提出するものとする。

- ① 受講費補助申請書（様式第1号）
- ② 受講費を支払ったことを示す書類（領収書等）

(受講費補助の決定)

第7条 理事長は受講費補助の申請があった場合は、その内容及び平素の当該職員の勤務態度や業務成績等を審査し、その結果を申請者に「受講費補助審査結果通知書(様式第2号)」により通知するものとする。

(受講費補助金の支給)

第8条 前条に基づき受講費補助金の支給決定を受けた当該申請者が当該研修を修了した時は、研修を修了したことを示す書類等(以下「修了証等」と言う。)のコピーを理事長宛に提出することとする。(様式第3)  
2 理事長は前項の修了証等を受領した場合、修了証等の提出日翌年度の12月の賞与支給時に給与規程第18条の臨時賞与として、第7条に基づいて決定していた補助金を支給するものとする。

n (支給決定の取り消し)

第9条 理事長は受講費補助の支給を決定してから、支給する日までの間に当該者が次の各号、いずれかに該当するときは、支給決定を取り消すことができる。

- (1) 支給日前までに退職した場合、又は退職の希望を提出した場合。
- (2) 当該対象者が常勤職員就業規則第3章又は、非常勤職員就業規則第13条に定める服務規範等に違反した場合。
- (3) 当該対象者が支給日前までに死亡したとき。

(スクーリング日における特別有給休暇の付与)

第10条 本規程第3条に定める研修のスクーリング日が施設又は事業所の所定労働日に当たる場合については、特別有給休暇を付与する。但し、この特別有給休暇の付与は一つの対象研修につき最大10日間とする。

- 2 本条は常勤職員就業規則第36条第1項第10号のその他理事長が特に必要と認めた場合に該当する。
- 3 当該対象者が非常勤職員である場合は非常勤職員就業規則第27条第4項により特別休暇を与える。

附 則

この規程は、平成28年10月15日から施行する。